

ダスキン 訪販グループ事業本部

ダスキン レスキューサービス

フランチャイズチェーン

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

作成日 2026年7月1日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会正会員

株 式 会 社 ダ ス キ ン

フランチャイズ契約のご案内

株式会社ダスキン

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町1番33号

訪販グループ事業本部 レスキューサービス事業部

電話 06-6821-7066 FAX 06-6821-7067

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、経済産業省の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下「小振法」という）及び中小小売商業振興法規則（以下「規則」という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方（以下「フランチャイズガイドライン」という）に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなく、できる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談したりするなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内に記載がないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく株式会社ダスキンにお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号 第二秋山ビル

電話番号 (03) 5777-8701

この案内は、2026年7月1日に作成され、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

ダスキンレスキューサービスフランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

合掌 このたびは、当社のダスキンレスキューサービスフランチャイズチェーン（以下「本チェーン」という）に多大な関心をお持ちいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

さて、当社は「喜びのタネをまこう」と、1963年創業以来「道と経済の合一」を目指し「祈りの経営」を経営理念としてかかげ、全ての事業に共通して、フランチャイズ本部と加盟店とは「運命共同体」との認識のもと、「ダスキンレスキューサービス」の名のもとにプロの技術と資器材を駆使して、ご家庭やオフィス、ショップ等の鍵の駆けつけ事業に関するフランチャイズシステムを展開しております。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に安心してご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、本チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から本チェーンとは異なる独自の経営手法を重視され、本チェーンのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、本チェーンへの加盟をお勧めできません。

当社の本チェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備を行い、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部が提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことが本チェーンの経営成功の鍵なのです。

本チェーンの経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目 次			
項 目	頁 数	小振法及び規則	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	2		
ダスキンレスキューサービスフランチャイズチェーンへの加盟 を希望される方へ	3		
第Ⅰ部 株式会社ダスキンについて			
1. わが社の経営理念 (1) ダスキン経営理念 (2) 企業目的	6		
2. 本部の概要 商号・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業 の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本 部の子会社の名称及び事業内容・所属団体・沿革等	6	規則第10条第2号 〃 第10条第5号 〃 第10条第1号 〃 第10条第3号	
3. 会社組織図	11		
4. 役員一覧	12	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書	12	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況	14	規則第10条6号, 11 条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した 加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る 店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る 加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者 の店舗数	14	規則第11条第6号ロ 〃 第11条第6号ハ 〃 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	14	〃 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点			
1. 契約の名称	15		
2. 売上・収益予測についての説明	15		2-(2)-イ, 2-(3)- ①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 加盟金 (2) 保証金 (3) 初期キット(資器材・販促助成物) (4) 初期研修費 (5) 店舗看板費	15	法11条1号, 規則11 条1号イ～ホ	2-(2)-7③
4. オープンアカウント、売上金等の送金	16	規則第10条13号	3-(1)-イ②
5. オープンアカウント金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率	17	規則第10条14号・15号	2-(2)-7⑤

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (1) 加盟者に販売する商品 (2) 商品等の発注・供給・支払条件 (3) 返品	17	法 11 条 2 号, 規則 11 条 2 号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7 3-(3)
7. 経営の指導に関する事項	17	法 11 条 3 号、規則 11 条 3 号イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用していただく商標、その他の表示に関する事項	18	法 11 条 4 号、規則 11 条 4 号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項 (1) 契約の期間 (2) 更新の条件及び手続き (3) 契約解除の要件 (4) 契約終了の手続き (5) 契約解除によって生ずる損害賠償金の額又は算定方法等	19	法 11 条 5 号, 規則 11 条 5 号イ～ニ	2-(2)7⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-イ-④
10. 定期的にお支払いいただく金銭に関する事項 (1) ロイヤルティ (2) 広告分担金 (3) 基幹システム利用料 (4) iPad 導入	20	規則 10 条 12 号, 11 条 7 号イ～ニ	2-(2)-7④
11. その他、本部を対象としない支払いについて	21		
12. 営業時間並びに営業日・休業日について	23	“ 第 10 条第 8 号	
13. テリトリー権の有無及びその内容について	23	“ 第 10 条第 9 号	2-(2)-7⑧
14. 競業禁止義務の有無及びその内容について	23	“ 第 10 条第 10 号	3-(1)-7
15. 守秘義務の有無及びその内容について	23	“ 第 10 条第 11 号	
16. 店舗の構造又は内外装について加盟店に課する特別の義務	23	“ 第 10 条第 16 号	
17. 契約違反をした場合の違約金、課される義務について	24	“ 第 10 条第 17 号	
18. 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容等	24		2-(2)-7⑥
19. 加盟者に課する特別の義務について	24		
後記 1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書			

第Ⅰ部 株式会社ダスキンについて

1. わが社の経営理念

(1) 祈りの経営ダスキン経営理念

一日一日と今日こそは
あなたの人生が（わたしの人生が）
新しく生まれ変わるチャンスです
自分に対しては
損と得とあらば損の道をゆくこと
他人に対しては
喜びのタネまきをすること
我も他も（わたしもあなたも）
物心共に豊かになり（物も心も豊かになり）
生きがいのある世の中にすること
ありがとうございました 合掌

(2) 企業目的

ダスキンは『道と経済の合一』をめざします
ダスキンは「人を愛し、人を育てます」
ダスキンは“めい・あい・へるぷ・ゆう？”と呼びかけます
ダスキンは「喜びのタネまき」をいたします

2. 本部の概要

（2026年3月31日現在）

(1) 商 号：株式会社ダスキン

(2) 代 表 者：代表取締役 社長執行役員 大久保 裕行

(3) 本店所在地：

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町1番33号

電話 06-6387-3411（代）

URL <http://www.duskin.co.jp/>

(4) 本チェーンの管轄事業本部名称：

訪販グループ事業本部 レスキューサービス事業部

(5) 本チェーンの管轄事業本部所在地：

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町1番33号

電話 06-6821-7066 FAX 06-6821-7067

URL <http://www.duskin.co.jp/>

(6) 設 立：1963年2月4日

(7) 本チェーンの開始時期：2024年4月1日

(8) 資 本 金：113億円

(9) 事 業 内 容：マット、モップ等清掃用具その他動産の賃貸業、建物等の清掃業、

害虫等の防除業、飲食業、その他総合サービス業

(10) 従業員数 : 1,964名(単体)

(11) 主要株主 : 株式会社ニッポン

(12) 主要取引銀行 : 株式会社三井住友銀行・三井住友信託銀行株式会社

(13) 所属団体 : 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、
国際フランチャイズチェーン協会、社団法人日本訪問販売協会

(14) 他にを行っている事業の種類 :

ダストコントロール事業	クリーンサービス事業	ウォーターコントロール事業
エアコントロール事業	ワイプフルサービス事業	メリーメイド事業
ターミックス事業	トータルグリーン事業	ホームリペア事業
ユニフォームサービス事業	ヘルス&ビューティ事業	レントオール事業
ヘルスレント事業	ライフケア事業	ミスタードーナツ事業
サービスマスター事業		

(15) 沿革

1963年 (昭和38年)	
2月	株式会社サニクリーンを設立登記
11月	ダストコントロール商品の初の生産拠点、吹田工場開設
1964年 (昭和39年)	
6月	株式会社ダスキんに社名変更
10月	化学ぞうきん「ホームダスキン」全国販売開始
1967年 (昭和42年)	
9月	石川県七尾市に縫製工場開設(現株式会社和倉ダスキンにて運営)
1969年 (昭和44年)	
8月	I F A(国際フランチャイズ協会)に、日本初のメンバーとして入会
1971年 (昭和46年)	
1月	サービスマスター事業を開始
4月	ミスタードーナツ事業を開始。大阪府箕面市に1号店をオープン
1972年 (昭和47年)	
12月	ハッピーサービス株式会社設立(現ダスキン共益株式会社)
1976年 (昭和51年)	
11月	株式会社アガとの提携により、化粧品販売事業(現ヘルス&ビューティ事業)を開始
1977年 (昭和52年)	
4月	害虫駆除等環境衛生管理サービスのサブコ事業(現ターミックス事業)を開始
1978年 (昭和53年)	
1月	兵庫県小野市に小野工場開設(現株式会社小野ダスキンにて運営)
6月	ダスキン共益株式会社設立
10月	家庭用品の総合レンタルを行うユナイテッドレントオール事業(現レントオール事業)を開始
12月	ユニフォームのレンタルを行うメンデルロンソン事業(現ユニフォームサービス事業)を開始。

1981 年 （昭和 56 年）	
7 月	財団法人広げよう愛の輪運動基金設立（現公益財団法人ダスキン愛の輪基金）
1982 年 （昭和 57 年）	
7 月	医療関連施設のマネジメントサービス事業を開始 （現株式会社ダスキンヘルスケアにて運営）
1989 年 （平成元年）	
7 月	メリーメイド事業を開始
1990 年 （平成 2 年）	
9 月	パイ製造等を営む株式会社エバーフレッシュ函館設立
1993 年 （平成 5 年）	
10 月	新フランチャイズシステム「ダスキンサーヴ 100」開始
1994 年 （平成 6 年）	
10 月	統一超商股份有限公司との合弁により、台湾に樂清服務股份有限公司設立 12 月に台湾にてクリーンサービス「ダスキンサーヴ 100」開始
1999 年 （平成 11 年）	
2 月	かつアンドかつ事業を開始（現株式会社かつアンドかつにて運営）
11 月	庭木のお手入れサービスを行うトゥルグリーン事業 （現トータルグリーン事業）を開始。
2000 年 （平成 12 年）	
6 月	ホームインステッド事業（現ダスキン ライフケア事業）を開始
2003 年 （平成 15 年）	
4 月	品質保証体制構築のため「品質保証委員会」設置 （現サステナビリティ委員会）
4 月	コンプライアンス体制構築のため「コンプライアンス推進会議」設置 （現コンプライアンス委員会）
2004 年 （平成 16 年）	
4 月	ダスキン共益株式会社を、株式交換により完全子会社化
7 月	介護用品・福祉用具のレンタルと販売を行うヘルスレント事業を開始
8 月	統一超商股份有限公司との合弁により、台湾に統一多拿滋股份有限公司を設立 10 月に台湾にてミスタードーナツ事業を開始
9 月	三井物産株式会社との包括的な資本・業務提携契約締結
12 月	清掃用具のレンタル販売等を営む関係会社を 7 地域 7 社に再編
12 月	清掃用具・レンタル製品の加工を営む関係会社を 7 地域 7 社に再編
2005 年 （平成 17 年）	
11 月	中国（香港）に樂清香港有限更新（DUSKIN HONG KONG COMPANY LIMITED）設立 2006 年 1 月、上海に拠点設置
2006 年 （平成 18 年）	
5 月	リスクマネジメント体制構築のため「リスクマネジメント委員会」設置
11 月	中国（上海）に樂清（上海）清潔用具租賃有限公司を設立 現地にてクリーンサービス事業を開始
12 月	東京証券取引所、大阪証券取引所の各市場第一部に上場 （東京証券取引所と大阪証券取引所は、2013 年 7 月 16 日に現物市場を統合）
2008 年 （平成 20 年）	
1 月	株式会社サカイ引越センターと業務提携契約締結
2 月	株式会社モスフードサービスと資本・業務提携契約締結
2010 年 （平成 22 年）	
10 月	アザレプロダクツ株式会社及び共和化粧品工業株式会社の両社を完全子会社化
10 月	清掃用具のレンタル販売等を営む株式会社ダスキンサーヴ近畿設立
2013 年 （平成 25 年）	

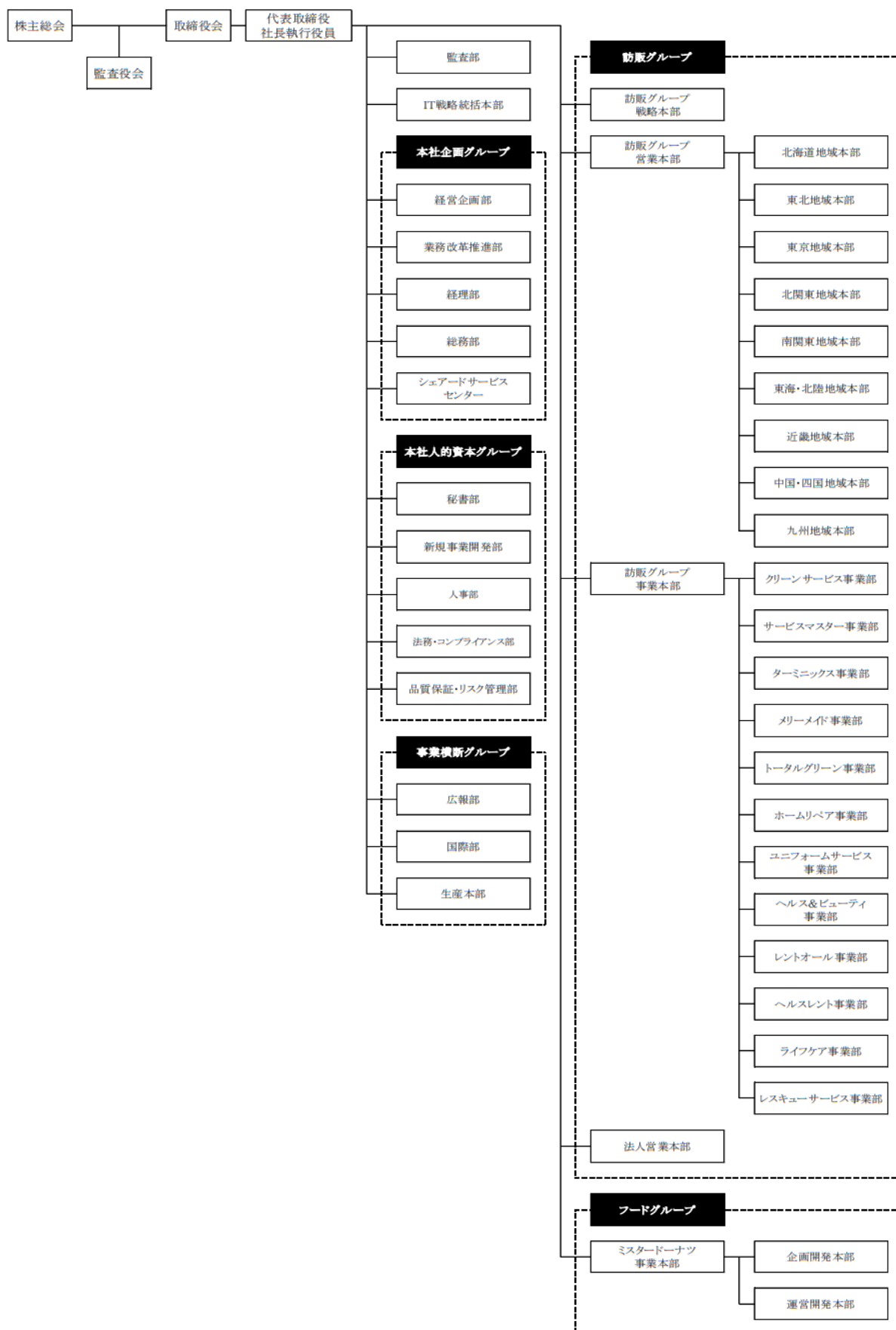
4 月	ダスキン共益株式会社とダスキン保険サービス株式会社が合併 (存続会社：ダスキン共益株式会社)
4 月	フード事業を営むエムディーフード株式会社設立
2014 年 (平成 26 年)	
3 月	中外産業株式会社を完全子会社化
9 月	インドネシアでのミスタードーナツ事業の展開を目的に、樂清香港有限公司が ラガム社とフランチャイズ契約を締結。翌年 5 月、ジャカルタ近郊に第 1 号店 オープン
2015 年 (平成 27 年)	
10 月	大阪府吹田市にダスキンミュージアムを開設
2016 年 (平成 28 年)	
4 月	住まいのピンポイント補修を行うホームリペア事業を開始
2017 年 (平成 29 年)	
2 月	Big Apple Worldwide Holdings Sdn. Bhd. を子会社化
2018 年 (平成 30 年)	
9 月	株式会社ナックと資本業務提携契約締結
2019 年 (平成 31 年)	
1 月	フード事業を営む株式会社かつアンドかつを設立
2022 年 (令和 4 年)	
4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、 東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
11 月	シンガポールでのミスタードーナツ事業の展開を目的に、R E & S Enterprises Pte Ltd とマスターフランチャイズ契約締結。 翌年 5 月、第 1 号店オープン
11 月	株式会社クラシアンと業務提携基本契約締結、並びにクラシアンの持株会社 である Nile Holdings 株式会社 (現株式会社クラシアンホールディングス) の発行済普通株式の 15% を取得
2023 年 (令和 5 年)	
11 月	株式会社 J P ホールディングスと業務提携基本契約締結
2024 年 (令和 6 年)	
1 月	健康菜園株式会社 (現株式会社ボストンハウス) を完全子会社化
4 月	香港でのミスタードーナツ事業の展開を目的に、Dragon Circle Enterprise Limited とマスターフランチャイズ契約締結。同年 10 月、第 1 号店がオープン

(16) 子会社の名称及び事業内容

事業内容	会社名
ダストコントロール商品の レンタル及び販売	(株)ダスキンスーヴ北海道、(株)ダスキンスーヴ東北 (株)ダスキンスーヴ北関東、(株)ダスキンスーヴ南関東 (株)ダスキンスーヴ東海北陸、(株)ダスキンスーヴ近畿 (株)ダスキンスーヴ中国四国、(株)ダスキンスーヴ九州 (株)ダスキンスーヴ沖縄、(株)ダスキンスーヴ和歌山、(株)ダスキンスーヴ宇都宮 (株)ダスキンスーヴ伊那、(株)ダスキンスーヴ越前、(株)ダスキンスーヴ八代 (株)ダスキンスーヴ鹿児島、(株)ダスキンスーヴ上海清潔用具租賃有限公司
ダストコントロール商品 クリーニング加工及び配送	(株)ダスキンプロダクト北海道、(株)ダスキンプロダクト東北 (株)ダスキンプロダクト東関東、(株)ダスキンプロダクト東海 (株)ダスキンプロダクト西関東、(株)ダスキンプロダクト九州 (株)ダスキンプロダクト中四国
モップ、化成品製造	(株)和倉ダスキ
マット、化成品及び吸着剤製造	(株)小野ダスキ
ダストコントロール商品の レンタル業務代行	(株)ダスキンスーヴ東京
薬剤及び資器材の提供	(株)ダスキヘルスケア
リース業、保険代理業	ダスキ共益(株)
ミスタードーナツ商品の販売 及び店舗運営委託	エムディフード(株)
ミスタードーナツ商品の販売	エムディフード東北(株)、エムディフード九州(株)
外食業	(株)かつアンドかつ、(株)ボストンハウス Big Apple Worldwide Holdings Sdn. Bhd.
菓子、パン製造業	(株)エバーフレッシュ函館
化粧品製造及び販売	アザレプロダクツ(株)、共和化粧品工業(株)
ユニフォームの企画及び販売	中外産業(株)

3. 会社組織図

(2026年4月1日現在)



4. 役員一覧

(2026年6月19日現在)

代表取締役 社長執行役員	大久保 裕行
取締役 C O O	和田 哲也
取締役 C O O	江村 敬一
取締役 C F O	飯田 健司
取締役 執行役員	上野 進一郎
取締役 執行役員	根本 誠之
社外取締役	武藏 扶実
社外取締役	中川 理恵
社外取締役	関口 暢子
常勤監査役	内藤 秀幸
常勤監査役	塚本 浩司
社外監査役	猿木 秀和
社外監査役	坂本 一朗
社外監査役	山本 成一郎
執行役員	大工原 徹次
執行役員	叶 英之
執行役員	福島 剛
執行役員	井手 丈晴
執行役員	松重 泰子
執行役員	岡本 千稔
執行役員	岡田 実
執行役員	馬場 俊克
執行役員	吉田 安幸
執行役員	川添 道崇
執行役員	尾花 光

5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

第64期決算

貸借対照表の要旨

(2026年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	52,395	流 動 負 債	50,787
固 定 資 産	132,242	固 定 負 債	8,080
有形固定資産	36,492	負 債 合 計	58,868
無形固定資産	10,607	株 主 資 本	115,462
投資その他の資産	85,142	資 本 金	11,352
		資 本 剰 余 金	1,092
		資本準備金	1,090
		その他資本剰余金	1
		利 益 剰 余 金	106,047
		(うち利益準備金)	(2,777)
		自 己 株 式	△ 3,030
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,296
		純 資 産 合 計	125,769
資 産 合 計	184,637	負 債 純 資 産 合 計	184,637

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

(自 2025 年 4 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	155,328
売 上 原 価	95,977
売 上 総 利 益	59,351
販売費及び一般管理費	53,339
営 業 利 益	6,011
営 業 外 収 益	5,642
営 業 外 費 用	777
経 常 利 益	10,876
特 別 利 益	1,460
特 別 損 失	1,511
益	10,824
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,374
法人税等調整額	563
当 期 純 利 益	7,886

第63期決算

貸借対照表の要旨

(2025 年 3 月 31 日 現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	47,163	流 動 負 債	51,115
固 定 資 産	132,849	固 定 負 債	7,569
有 形 固 定 資 産	37,816	負 債 合 計	58,684
無 形 固 定 資 産	8,411	株 主 資 本	112,494
投 資 そ の 他 の 資 産	86,620	資 本 金	11,352
		資 本 剰 余 金	1,090
		資 本 準 備 金	1,090
		そ の 他 資 本 剰 余 金	-
		利 益 剰 余 金	103,439
		(うち利益準備金)	(2,777)
		自 己 株 式	△ 3,388
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,811
		純 資 産 合 計	121,328
資 産 合 計	180,013	負 債 純 資 産 合 計	180,013

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

(自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日)

科 目	金 額
売 上 高	151,739
売 上 原 価	93,613
売 上 総 利 益	58,126
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	53,412
営 業 利 益	4,713
営 業 外 収 益	5,228
営 業 外 費 用	720
経 常 利 益	9,222
特 別 利 益	3,087
特 別 損 失	529
税 引 前 当 期 純 利 益	11,779
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,112
法 人 税 等 調 整 額	325
当 期 純 利 益	8,341

第62期決算

貸借対照表の要旨

(2024 年 3 月 31 日 現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	44,220	流 動 負 債	44,312
固 定 資 産	134,991	固 定 負 債	9,356
有 形 固 定 資 産	37,541	負 債 合 計	53,669
無 形 固 定 資 産	6,706	株 主 資 本	114,272
投 資 そ の 他 の 資 産	90,743	資 本 金	11,352
		資 本 剰 余 金	1,090
		資 本 準 備 金	1,090
		そ の 他 資 本 剰 余 金	-
		利 益 剰 余 金	107,292
		(うち利益準備金)	(2,777)
		自 己 株 式	△ 5,462
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,219
		純 資 産 合 計	125,541
資 産 合 計	179,211	負 債 純 資 産 合 計	179,211

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

(自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日)

科 目	金 額
売 上 高	146,518
売 上 原 価	92,156
売 上 総 利 益	54,362
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	51,643
営 業 利 益	2,718
営 業 外 収 益	4,939
営 業 外 費 用	386
経 常 利 益	7,270
特 別 利 益	80
特 別 損 失	784
税 引 前 当 期 純 利 益	6,566
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,203
法 人 税 等 調 整 額	389
当 期 純 利 益	4,973

6. 売上・出店状況

(1) 本チェーン売上高推移 (単位: 百万円)

年 度	加盟店	直営店	合 計
2022年度	—	—	—
2023年度	—	—	—
2024年度	—	—	384 (※)
2025年度	—	—	533

(※) テストマーケティング時の協力企業を含む

(2) 本チェーン店舗数推移 (各事業年度の末日における加盟者の店舗の数)

年 度	加盟店	直営店	合 計
2022年度	—	—	—
2023年度	—	—	—
2024年度	—	—	4
2025年度	14	2	16

7. 加盟者の店舗に関する事項

- 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年 度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2023年度	—
2024年度	—
2025年度	14

- 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数

年 度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2023年度	—
2024年度	—
2025年度	0

- 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年 度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2023年度	—	—
2024年度	—	—
2025年度	0	0

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年 度	加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2021年度	—	—
2022年度	—	—
2023年度	—	—
2024年度	—	—
2025年度	0	0

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称

「ダスキンレスキューサービスフランチャイズチェーン加盟契約」

2. 売上・収益予測についての説明

本部は、加盟店の売上及び収益に関する予測はいたしません。なお、本部は、加盟店が本チェーンに加盟するか否かの判断をするための資料として、既存店舗の実績や本部が調査した資料を交付することはありますが、当該資料はあくまでも参考として交付した資料であり、結果を保証するものではありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

(1) 加盟金

① 金銭の額

加盟金……………850,000円

(本加盟時において既に株式会社ダスキンが主宰統括する事業のいずれかに加盟している場合であっても同額。

② 金銭の性質

本チェーン加盟に対する対価です。

③ お支払いいただく時期及び方法

「加盟契約代表者研修会」受講日の1週間前までに、本部指定口座にお振り込みいただきます。

④ 当該金銭の返還の有無及び条件

加盟金については、契約調印後は一切返還されません。

但し、加盟店は本部がやむを得ない理由であると認めた場合に限り、本契約を解約して返還を求めることができますが、本部は、加盟店の事業展開の準備のために要した費用その他本部の損害を差し引いた上で返還します。

⑤ その他

決済に際し必要な手数料はすべてご負担していただきます。

消費税は別途お預かりいたします。

(2) 保証金

原則は該当ありません。

(3) 初期キット（資器材・商品）

① 金銭の額（概算）

初期キット費用 約2,800,000円

※新商品追加や改廃により金額は変更されることがあります。

② 金銭の性質

初期キットとは、開業時に必要な商品、資器材、帳票セット等のツール一式です。

③ お支払いいただく時期及び方法

金額が確定後に、請求書に基づきお支払いいただきます。

④ 当該金銭の返還の有無及び条件

原則として初期キットの出荷が完了した後は、返還しないものとします。

⑤ その他

決済に際し必要な手数料はすべてご負担していただきます。
消費税は別途お預かりいたします。

(4) 初期研修費

① 金銭の額

- イ. 加盟契約代表者研修会（加盟契約調印式）……1名につき 15,000円
 - ロ. スタンダード研修会 ……………1名につき650,000円
 - ハ. 一燈園智徳研修会……………1名につき 30,000円
- ※すでに受講済みの方は必要ありません。

② 金銭の性質

- イ. 加盟契約代表者研修会の参加費用です。費用には、一部の食費が含まれます。
(前泊や後泊が必要な場合は、加盟店でご手配いただきます。)
- ロ. スタンダード研修会の参加費用です。費用には食費などは含まれません。
(宿泊が必要な場合は、加盟店でご手配いただきます。)
- ハ. 一燈園智徳研修会の参加費用です。費用には、一部の食費が含まれます。
(前泊や後泊が必要な場合は、加盟店でご手配いただきます。)

③ お支払いいただく時期及び方法

- イ. 本部指定の期日及び口座に振り込んでいただきます。
- ロ. 本部指定の期日及び口座に振り込んでいただきます。
- ハ. 本部指定の期日及び口座に振り込んでいただきます。

④ 当該金銭の返還の有無及び条件

研修費のお支払い後は理由の如何を問わず返還しません。受講済みの内容の如何も問いません。食事等が不要の場合であっても研修費の減額は致しません。

⑤ その他

決済に際し必要な手数料は、すべてご負担いただきます。
消費税は別途お預かりいたします。
研修内容や費用等が変更されることがあります。

(5) 店舗看板費

① 金銭の額（概算）

- ・ 店舗看板費……………約200,000円
 - ・ 車両看板費……………約150,000円
- ※設置工事費用や諸経費等は別途

② 金銭の性質

加盟する事業に関する看板の費用です。

③ お支払いいただく時期及び方法

金額が確定後に、請求書に基づきお支払いいただきます。

④ 当該金銭の返還の有無及び条件

店舗看板の制作を開始した後は返還しません。

⑤ その他

決済に際し必要な手数料はすべてご負担していただきます。
消費税は別途お預かりいたします。
金額等が変更されることがあります。
フランチャイズ契約の終了時には、すべて撤去していただきます。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

該当ありません。

なお、オープンアカウントとは、加盟店と本部間において発生する種々の金銭債権債務について、それを相殺する勘定を設定しその会計処理を本部が行うことを一般に「オー

ブンアカウント」と呼び、一部のコンビニエンス・ストアにおいてとられている仕組みです。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率

該当ありません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

- (1) 加盟者に販売する商品
一定水準以上のサービス技術・体系を保持するために、営業上必要な部品・製品および一般、専門工具並びに帳票販促物。
- (2) 商品等の発注・供給・支払条件
商品の発注・供給・支払については、本部の指定する方法に基づき行うものとします。
- (3) 返品
一旦発注されたものに関しては、本部の責に帰すべき事由のない限り返品できません。

7. 経営の指導に関する事項

(1) 加盟に際しての指導

- ① 研修
 - イ. 加盟契約代表者研修会
最終的な加盟意思の決定と加盟に際し加盟代表者がダスキンの経営理念、加盟店オーナーとして必要な知識を習得していただく研修会です。また、同時に加盟契約調印式も実施します。
 - ロ. スタンダード研修会
運営知識・営業知識・資器材・錠前の交換、修理、新規取付等の基本作業の技術を実習やマニュアルおよび視聴覚教材等を使用し、約30日間実施されます。
※日数や内容は、変更する場合があります。
 - ハ. 開店指導
開店に必要な資器材の点検等のチェック及び指導を行います。
- ② マニュアル一式の貸与
運営・営業・資器材・技術サービスに関するマニュアルおよび映像教材を貸与いたします。

(2) 継続的経営指導

- ① 個別もしくはグループ指導
 - イ. オープン時の指導
オープン前の各種事前指導を行います。
 - ロ. 巡回指導
経営・運営・営業等の店舗運営全般にわたって、本部が必要と判断した場合、巡回訪問して指導にあたります（随時）。
 - ハ. グループ指導
オーナー及び事業責任者を、必要に応じエリア単位で一同に会して情報伝達や政策の進行状況をチェックし、目標達成のための方法を検討・指導いたします。
- ② 経営分析情報の提供

必要に応じ全店の分析資料を作成し、各店ごとに送付します。

③ 電話相談

電話による個別相談（随時）

④ 各種研修会・会議

イ. 年間定例化した事業政策発表の場及び施策推進会議を実施します。

●事業計画発表会……年1回

※会議の参加費用はケースにより異なりますが有料の場合があります。

ロ. 年間定例化した運営・営業の向上および見直しの場として各種の会議・研修を実施します。

●事業責任者会議……随時

ハ. 上記の他に、本部が必要と判断した場合、各種研修会を開催する場合があります。

※継続的経営指導に伴う費用はご負担いただく場合がございます。

8. 使用していただく商標、その他の表示に関する事項

（1）商標・サービスマークの使用について

本部が有する各種商標・サービスマークのうち、下記の「（3）（商標・サービスマーク）」記載のものを本部が定める方法により使用することを許可します。

① また、加盟店は、営業店名を原則として「ダスキンレスキュー」「㊦都道府県名」+「㊤市区町名」+「㊧区町村名」という統一呼称を用いることを原則とします。また、㊦と㊤が同じ名称の場合は、㊤は省略、㊤と㊧が同じ名称の場合は、㊧は省略するものとします。

「ダスキン」および「レスキューサービス」の知名度のある商標・サービスマークの使用を許諾されると共に、使用を義務づけられるものとします。

ただし、当該商標・サービスマークおよびこれに類似する商標・サービスマークを自己のものとして、商号登記・商標登録等してはならないものとします。

尚、店名は本部が決定するものとします。

（2）その他の表示に関する事項

① 車輛は本部の定める方法により指定のマーキングフィルムを貼付していただきます。

② 本部指定のユニフォームを着用していただきます。

③ 標準店舗に基づく本部指定の店舗看板を設置していただきます。

※店舗看板は店舗の立地条件などを考慮の上指導いたします。

（3）商標・サービスマーク

■全社コミュニケーションロゴマーク



■訪販グループ ブランドロゴマーク



■ サービスロゴマーク



(4) 表示の条件

上記の商標は、当該事業の経営を目的とすること以外に、また本部の定める方法以外で使用してはならないものとします。

9. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項

(1) 契約の期間

契約締結の日より起算して、5年経過後の3月31日までとします。

(2) 更新の条件及び手続き

契約期間満了6ヶ月前までに本部、加盟店協議の上、合意が成立した場合には、期間満了日の翌日を契約開始日とする新たな契約を締結するものとします。

(3) 契約解除の要件

- ① 本部と加盟店の双方が合意に達した場合。
- ② 加盟店が、書面により6ヶ月前までに予告し、解約する場合。
- ③ 本部が、書面により6ヶ月前までに予告し、解約する場合。
- ④ 本部による催告つき解約について
 - ・ 本契約および本契約に関する取引代金等の本部または関連取引先への金銭債務の支払いが延滞した場合。
 - ・ 本部の書面による事前承認を得ずに継続して30日間以上事業活動を行わない場合。
 - ・ 本部が定めた方法、システムに基づかずに事業展開を行った場合。
 - ・ 本部の定めたシステム、ノウハウを本部が認めた本契約に定める事業以外に使用した場合。
 - ・ 本部の知的財産権等や組織を利用して本部の承認を得ていない一切の事業活動その他の営業を行った場合。
 - ・ その他本部の定める方式に基づく事業展開が行われない場合。
 - ・ 加盟店が本部の商号(株式会社ダスキン)を用いて第三者と契約を結んだ場合。
 - ・ 加盟店が本部に提出すべき報告に関し、故意に虚偽の報告をした場合。
 - ・ その他、加盟店が本契約の各条項の一つにでも違反した場合。
- ⑤ 本部による無催告解約について
 - ・ 支払責任のある手形、小切手が不渡りとなり、その他支払いを停止した場合。
 - ・ 他から仮差押・仮処分・強制執行・競売・滞納処分を受け、または破産・民事再生・特別清算・会社更生手続等の申立を受け、もしくは自らその申立をした場合。

- ・ 自己の財産または営業の全部または重要な部分を第三者に譲渡または担保に供したとき。
- ・ 加盟店の債務履行が極めて困難になったと本部が判断する場合。
- ・ 加盟店が禁治産宣告もしくは準禁治産宣告を受けていた場合、後見、保佐、補助の審判または失踪の宣告を受けた場合。
- ・ 加盟店が刑事訴追を受けた場合。
- ・ 加盟店が暴力団またはその関係者と関係があることが判明した場合、公序良俗に反する反社会的団体またはその関係者と関係があることが判明した場合。
- ・ 加盟店に本契約に定める事業および本部の信用もしくは名誉を著しく損なう言動もしくは行為があった場合。
- ・ 本部が主宰統括する他の事業に関する契約に重大な違反があり、解約となったとき。

(4) 契約終了の手続き

- ① マニュアル等、本部が貸与しているすべての物品を返還していただきます。
- ② 当該事業に関し許諾していた一切の商標、サービスマーク等の表示を、すべて抹消していただきます。
- ③ サービスが継続しているお客様のサービス責任は、当然にダスキンに帰属するものとし、本部が指定する直営店または加盟店が引き継ぐものとします。
- ④ 顧客名簿及び顧客との接触頻度、加盟店への好意度、サービス提供状況等を記録した資料を本部に無償で引き渡すものとします。
- ⑤ 本部より買い入れた資器材、印刷物、帳票販促物、ユニフォーム等を有償または無償で本部に引渡しもしくは処分していただきます。
- ⑥ 本部および取引先等に負っている債権債務を清算していただきます。

(5) 契約解除によって生ずる損害賠償金の額又は算定方法その他の義務について

- ① 加盟店が、本部に損害を及ぼしている場合は、その賠償の責を負うものとします。
- ② 加盟店の契約違反に基づき契約が終了した場合は、終了前過去1ヶ年間のロイヤルティ（本契約の締結日から1年以内で終了となる場合は、直近の1ヶ月間のロイヤルティの12ヶ月分とします）の3倍相当額を損害賠償の予定として支払い、更に損害があればそれも賠償するものとします。
- ③ 当該契約が解除されたときは、本部との間に存する他の契約も全て本部より解除されたものとみなされて当然に終了するものとします。ただし、本部より書面による別段の意思表示があったときは、この限りではありません。

10. 定期的にお支払いいただく金銭に関する事項

(1) ロイヤルティ

- ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法
本チェーン事業における総売上の次の利率。総売上とは、当該事業に基づくフランチャイズ契約のもとで行う、営業から生ずる売上の総額（代金が回収されたか否かは問いません）をいいます。
売上の10%相当額
- ② 金銭の性質
商標等の使用料及びノウハウ授与の対価。
- ③ お支払いいただく時期・方法
本部の指定する方法に基づき行うものとします。
- ④ その他

消費税は別途お預かりいたします。

(2) 広告分担金

- ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法
売上の1%相当額
- ② 金銭の性質
ブランディング力の強化の為。
- ③ お支払いいただく時期・方法
本部の指定する方法に基づき行うものとする
- ④ その他
消費税は別途お預かりいたします。

(3) 基幹システム利用料

- ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法
売上の1%相当額（上限なし/下限5,000円）（月額）
※システムの利用には本部指定のVPN接続用ツールをPCにインストールしていただく
必要があり、初期設定費用としてパソコン1台につき17,000円が必要となります。
※VPN導入時に、初期工事費が必要となる場合があります。
- ② 金銭の性質
お客様情報の入力、確認、作業結果の登録、資器材の発注、ロイヤルティや購入物の精算等に使用するシステム利用料です。
- ③ お支払いいただく時期・方法
本部の指定する方法に基づき行うものとする
- ④ その他
上記の内容は変更する場合があります。

(4) iPad導入

本部から貸与されたiPad端末に関しては、営業ツールとして、適切に使用していただきます。なお、加盟店は、貸与期間中ではもとより、FC契約に基づく事業の遂行において、当該iPad端末を使用している期間中は、本部が定める事項を遵守していただきます。

- ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法（貸与料及び通信料）
契約期間内：約4,500円/台（月額）※機種、バージョンによって異なる
- ② 金銭の性質
機器の貸与料、通信料、セキュリティソフト利用料、チャットアプリ利用料
- ③ お支払いいただく時期・方法
本部の指定する方法に基づき行うものとする
- ④ その他
貸与期間は、本部から発送したiPad端末及びガイドが加盟店に到着した日から4年間となります。この場合、やむを得ない事由である場合を除き、中途解約はできないものとします。
消費税は別途お預かりいたします。
金額や条件等は変更されることがあります。

1.1. その他、本部を対象としない支払いについて（任意）

(1) あい・あいくらぶ

- ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法

会員区分	会費（月額）	目 安
------	--------	-----

A会員	600円	ダスキンの展開する事業に関わるフランチャイズ加盟店、企業、事業所でお仕事をされている、15歳以上70歳未満の方
B会員	800円	
シルバー会員	400円	ダスキンの展開する事業に関わるフランチャイズ加盟店、企業、事業所でお仕事をされている、70歳以上の方 (満81歳以上の方は新規入会できません)
シルバーA会員	70～74歳 1,080円	
	75～79歳 1,230円	
	80歳 1,460円	
シルバーB会員	70～74歳 1,440円	
	75～79歳 1,650円	
	80歳 1,980円	

※ 正会員が70歳を迎えられた翌4月1日から、シルバーA会員、シルバーB会員、シルバー会員を選んで継続いただけます。81歳からはシルバー会員に自動移行します。〔あい・あいくらぶ〕で手続きします)

※ シルバーA会員、シルバーB会員への移行を希望されない場合は、シルバー会員へ自動移行します。〔あい・あいくらぶ〕で手続きします)

- ② 金銭の性質
ダスキンファミリー共済会「あい・あいくらぶ」の共済制度に基づく共済金です。
- ③ お支払いいただく時期
当月の会費を翌月にお支払いいただきます。
- ④ お支払いいただく方法
加盟店指定の預金口座より自動振替にてダスキンファミリー共済会「あい・あいくらぶ」にお支払いいただきます。

(2) ダスキン愛の輪基金

- ① お支払いいただく金銭の額

法人会員	年会費	120,000円
特定法人会員	年会費	60,000円
エルダー会員	年会費	12,000円 (加盟店のオーナー対象)
個人会員A	年会費	3,000円 (加盟店のオーナー、従業員対象)
個人会員B	年会費	1,000円 (加盟店の従業員対象)
個人会員C	年会費	500円 (加盟店のアルバイト、パート対象)
- ② 金銭の性質
公益財団法人ダスキン愛の輪基金に対する寄付。
1981年、国連で決議された「国際障害者年」に発足し、様々な障がいのある方々が社会への完全参加が果たせるよう、企業集団が中心となって障がい者福祉の発展に色々なお手伝いを推進してゆく社会運動です。「障がい者リーダー育成」として、海外研修派遣事業、アジア太平洋招聘事業を行なっています。
※ ダスキン愛の輪基金は、内閣府認定の公益財団法人です。特定の宗教や政治団体とは一切関係ありません。会費は、寄付控除の対象となります。
- ③ お支払いいただく時期
入会月となります。以降毎年、入会月の前月に継続の案内を送付します。

分割払いの場合、毎月の引落となります。(法人会員・特定法人会員のみ)

④ お支払いいただく方法

- ・愛の輪基金指定の口座に振込（郵便局・銀行口座）
- ・預金口座より自動振替（加盟店口座・個人口座）
- ・請求・送金通知書（法人会員・特定法人会員のみ）にて愛の輪基金にお支払いいただきます。

1 2. 営業時間並びに営業日・休業日について

(1) 営業時間

本部営業時間は、午前9時00分から午後7時00分です。
ただし、店舗の状況に合わせて営業時間を設定してください。
※上記の営業時間は変更する場合があります。

(2) 休業日

本部休業日は、年末年始を除き原則として年中無休です。
ただし、店舗の状況に合わせて休業日を設定してください。
※上記の休業日は変更する場合があります。

1 3. テリトリー権の有無及びその内容について

テリトリー制は採用していません。ただし、指定営業地域として、都道府県単位で設定し、当該地域で営業する権利を付与します。加盟店は当該地域内に限定し本事業を展開するものとし、当該地域外では事業展開してはなりません。また、指定営業地域については、独占的権利を与えるものではなく、将来、当該地域に本部の直営店または他の加盟店を出店させることがあります。

1 4. 競業禁止義務の有無及びその内容について

加盟店及びその代表者・役員は、フランチャイズ契約の有効期間中はもとより、フランチャイズ契約終了後といえども18ヶ月間は本部の書面による承諾なき限り、その名義・態様の如何を問わず、本事業と同一または類似の営業ないし営業の部類に属する取引を行ってはならず、他をして行わせてはならないものとします。

1 5. 守秘義務の有無及びその内容について

加盟店は、フランチャイズ契約の有効期間と終了後とを問わず、自店の従業員および事業活動の協力者またはお客様に対して事業展開上説明を必要とする場合を除き、当該事業の組織機構・事業展開方法・料金価格体系・サービスシステムその他の事業ノウハウを他に開示、漏洩してはならないものとします。また、本部より配布もしくは貸与されたマニュアル・書類は、本部が所有権・著作権を有するため加盟店は厳重に保管し、フランチャイズ契約の有効期間中と終了後とを問わず本部の書面による承認を得ずに閲覧、謄写等をさせてはならないものとします。特に本部が「秘」と指定した文書は第三者の目に触れないよう保管すると共に何人にもこれを閲覧、謄写させてはならないものとします。

16. 店舗の構造又は内外装について加盟者に課する特別の義務について

加盟店は、本部との統一的イメージを保持するため、営業所・事務所等加盟店の事業所の内装、外装について、本部が定める指定の看板を設置するものとし、また標準仕様、標準規格等に合致する表示、塗装、照明等を施工するものとします。さらにまた、事業所の内外及び周辺だけでなく、営業、サービス提供に使用する車輛の内外をも常に良好かつ清潔で魅力的な状態に保持し、事業所については、本部が指示する内容に従って、修理・改装等を自己の費用負担をもって行うものとします。

※ 詳細は、本部が指導いたします。

17. 契約違反した場合の違約金、課される義務について

- ① 加盟店が、本部に損害を及ぼしている場合は、その賠償の責を負うものとします。
- ② 加盟店の契約違反に基づき契約が終了した場合は、終了前過去1ヶ年間のロイヤルティ（本契約の締結日から1年以内で終了となる場合は、直近の1ヶ月間のロイヤルティの12ヶ月分とします）の3倍相当額を損害賠償の予定として支払い、更に損害があればそれも賠償するものとします。

18. 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容等

事業活動上の損失に対する補償制度や経営不振となった場合の補償制度等はありません。

19. 加盟者に課する特別の義務について

(1) 「祈りの経営」経営理念の賛同

ダスキンの「祈りの経営」の経営理念に全面的に賛同し、本部の指導に従って取引条件を厳守していただきます。

(2) コンピュータの設置

加盟店は、ダスキンレスキューサービス事業のイメージ統一、フランチャイズチェーンのイメージ統一、サービス水準の維持、顧客管理、営業データ蓄積、情報の共有のため、コンピュータを自己の費用負担をもって導入していただきます。

(3) 資金等の確保

ダスキンレスキューサービスフランチャイズ事業の展開に先立ち、必要な店舗、車両、部品・商品、工具類などと従業員および店舗取得費とは別に約10,000,000円の資金を確保していただきます。

(4) 研修の受講

開業前に、専従従業員に大阪の研修施設（ダスキンスクール）でのスタンダード研修を受講していただきます。

(5) 損害賠償責任保険への加入義務

加盟店は、ダスキンレスキューサービス事業を営む上で、お客様に対し万一の加害や

物損を及ぼす恐れがあることを想定し、これらを担保するために以下の条件を満たす損害賠償保険に加入していただきます。

賠償責任保険の種類と保険金額

- ① 賠償責任保険（例：作業中に工具が落下しフローリングに傷をつけた）
保険金額 身体：5千万円 財物：5千万円
- ② 施設賠償責任保険（例：店舗の看板が落下し通行人が怪我をした）
保険金額 身体：5千万円 財物：5千万円
- ③ 生産物賠償責任保険（例：施工不備よりお客様が怪我をした）
保険金額 身体：5千万円 財物：5千万円

（６）キャッシュレス決済システムの導入

お客様からの代金のお支払いには、現金のほかにキャッシュレスでの精算を行います。加盟店自身でキャッシュレス決済のサービス会社と契約を行い、開業日までに環境を整えていただきます。

（７）売上目標の達成努力義務

加盟店は、本部と協議して設定した売上目標については、特別の理由がない限り達成する努力義務を負うものとします。

（８）名義貸し、譲渡の禁止

加盟店は、フランチャイズ契約によって取得した当該事業を、自らもしくは自らが直接雇用する従業員のみで実施するものとし、第三者に名義貸しや、譲渡することはできません。

（９）店舗及び看板設置の義務

加盟店は、本部の規定する仕様の店舗及び看板を設置し、本部の指定するファサードにさせていただきます。

（１０）本部指定の資器材等の使用と工程の遵守

ダスキンレスキューサービス事業イメージの統一、サービス水準の維持のために本部の定める仕様の資器材等を使用し、定められたサービス工程を遵守していただきます。

（１１）各種勉強会、研修会への参加

ダスキンレスキューサービス事業のイメージ統一、サービス水準の維持、および情報の共有を図るため、本部の指定する定例と随時、有償または無償とを問わず各種会議、研修、勉強会などに参加していただきます。

（１２）交通安全教育の実施及び報告

加盟店は、交通安全の徹底を図るため、自己の責任において、自己の従業員及び事業活動の協力者に対し、本部が定める内容に従って交通安全勉強会を実施するものとし、これを実施したときは、本部に対し、本部所定の実施報告書を提出するものとします。

（１３）組織員登録

加盟店は、ダスキンレスキューサービス事業に携わる組織員を、働きさん、アルバイト、パート等を問わず、加盟店内で登録を行い、また、別途定める方法で本部にも登録していただきます。

（１４）決算報告

- ① 加盟店は、適正な経営判断のため、ダスキンレスキューサービス事業と他の事業

を区別して会計を行い、適正な申告、納税を行っていただきます。

- ② 加盟店は、ダスキンレスキューサービス事業に関する毎月の店舗毎の月次決算書を、本部指定の様式により、翌月の15日迄に、本部に提出していただきます。
- ③ 加盟店は、その事業体の定める決算期に応じ、その年度の損益計算書と貸借対照表を、決算月後の3ヶ月以内に本部に提出していただきます。

(15) 本部に帰属する無体財産権の保護

- ① 加盟店は、本部に帰属する無体財産権等を第三者が侵害したとき、または侵害するおそれを発見したときは、その事実をすみやかに本部に通知し、本部のとり防御措置に協力していただきます。
- ② 加盟店が本部の定める方法によらずに本部の商標等もしくはこれに類似する商号、商標、意匠、サービスマーク、著作物等を使用登録することはできず、また、本部の商標等を用いてフランチャイズ契約におけるダスキンレスキューサービス事業以外の事業展開を行うこともできません。

(16) 事業展開における協調

- ① 他店の営業を尊重し、フランチャイズ加盟店全体の成果を上げるよう努力していただきます。
- ② 他店との紛議は原則的には、お店の間で解決していただきます。
- ③ 他店の組織員の意図的な引き抜き行為をしてはならないものとします。

(17) 許認可の届け出

諸法令に基づいて開業にともなう手続きを行っていただきます。

(18) インボイス制度への対応について

加盟店は、インボイス制度に対応した適格請求書の発行を行う登録事業者として事業展開を行っていただきます。

以 上

「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書

項 目	頁数	確認印	
		説明者	加盟者
フランチャイズ契約のご案内	2		
ダスキン レスキューサービス フランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ	3		
第Ⅰ部 株式会社ダスキンについて			
1. わが社の経営理念 (1)ダスキン経営理念 (2)企業目的	6		
2. 本部の概要 商号・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業内容・所属団体・沿革等	6		
3. 会社組織図	11		
4. 役員一覧	12		
5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書	12		
6. 売上・出店状況	14		
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	14		
8. 訴訟件数	14		
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点			
1. 契約の名称等	15		
2. 売上・収益予測についての説明	15		
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 加盟金 (2) 保証金 (3) 初期キット(資器材・販促助成物) (4) 初期研修費 (5) 店舗看板費	15		
4. オープンアカウント、売上金等の送金	16		
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率	17		

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (1) 加盟者に販売する商品 (2) 商品等の発注・供給・支払条件 (3) 返品	17		
7. 経営の指導に関する事項	17		
8. 使用していただく商標、その他の表示に関する事項	18		
9. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項 (1) 契約の期間 (2) 更新の条件及び手続き (3) 契約解除の要件 (4) 契約終了の手続き (5) 契約解除によって生ずる損害賠償金の額又は算定方法等	19		
10. 定期的にお支払いいただく金銭に関する事項 (1) ロイヤルティ (2) 広告分担金 (3) 基幹システム利用料 (4) iPad 導入	20		
11. その他、本部を対象としない支払いについて	21		
12. 営業時間並びに営業日・休業日について	23		
13. テリトリー権の有無及びその内容について	23		
14. 競業禁止義務の有無及びその内容について	23		
15. 守秘義務の有無及びその内容について	23		
16. 店舗の構造又は内外装について加盟店に課する特別の義務	23		
17. 契約違反をした場合の違約金、課される義務について	24		
18. 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容等	24		
19. 加盟者に課する特別の義務について	24		
後記1.「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書			

以下について、署名、捺印のこと。

年 月 日

説明者

・私 は、フランチャイズ契約に関する上記全ての項目を説明し、
加盟希望者の理解をいただきました。

説明者

印

加盟希望者

・弊社（私） は、フランチャイズ契約に関する上記全ての項目
について、説明者より説明を受け、理解しました。

加盟希望者

印

